

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ガーナ	国道8号線改修計画（詳細設計）のための贈与に関する日本国政府とガーナ共和国政府との間の交換公文	国道8号線改修計画（詳細設計）を実施するために必要な役務の購入	110,000千円 H23.5.31まで	H21.2.27 アクラで (同日)	日本側 片上慶一在ガーナ 大使 ジョーン・エボン ガーナ側 グレイ外務・地域 ラ・アラ省次官 統合省次官	H21.3.13 129号
ガーナ	ガーナ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とガーナ共和国政府との間の交換公文	ガーナの経済の構造改善努力推進及び債務問題を含むガーナの経済困難緩和に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。	1,000,000千円 -----	H21.2.27 アクラで (同日)	日本側 片上慶一在ガーナ 大使 ジョーン・エボン ガーナ側 グレイ外務・地域 ラ・アラ省次官 統合省次官	H21.3.13 130号
ガーナ	ガーナ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とガーナ共和国政府との間の交換公文	ガーナ貧困削減に向けた努力推進に寄与するため、ガーナの貧困削減に係る計画等に充当するための資金を贈与すること。	350,000千円 -----	H21.3.10 アクラで (同日)	日本側 片上慶一在ガーナ 大使 ジョーン・エボン ガーナ側 グレイ外務・地域 ラ・アラ省次官 統合省次官	H21.3.26 144号
ガーナ	食糧援助に関する日本国政府とガーナ共和国政府との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入	950,000千円 H22.4.30まで	H21.4.20 アクラで (同日)	日本側 片上慶一在ガーナ 大使 アルハジ・ムハ マド・ムムニ外務・地域 統合大臣	H21.5.8 280号
ガーナ	国道8号線改修計画のための贈与に関する日本国政府とガーナ共和国政府との間の交換公文	国道8号線改修計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	8,714,000千円 H27.12.31まで	H21.7.7 アクラで (同日)	日本側 片上慶一在ガーナ 大使 アルハジ・ムハ マド・ムムニ外務・地域 統合大臣	H21.7.24 390号
ガーナ	ガーナ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とガーナ共和国政府との間の交換公文	ガーナの経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。	1,000,000千円 -----	H21.8.13 アクラで (同日)	日本側 片上慶一在ガーナ 大使 アルハジ・ムハ マド・ムムニ外務・地域 統合大臣	H21.9.1 461号
ガーナ	基礎教育機会改善計画のための贈与に関する日本国政府とガーナ共和国政府との間の交換公文	基礎教育機会改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	650,000千円 H23.2.28まで	H21.8.13 アクラで (同日)	日本側 片上慶一在ガーナ 大使 アルハジ・ムハ マド・ムムニ外務・地域 統合大臣	H21.9.1 462号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限について定めないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。